

## 構造計算適合性判定審査手数料の新設について

平成19年4月

松戸市 建築指導課

問い合わせ 047-366-7368

平成18年6月の建築基準法の改正により、一定の建築物の確認申請や計画通知の審査の際に構造計算適合性判定が必要になることから、構造計算適合性判定審査手数料を新たに設けることになりました。

新手数料は、6月20日施行予定です。

なお、本手数料は確認申請手数料に加算されるものです。

### 1 構造計算適合性判定審査手数料

事務の種類		区分(棟単位)	金額(1棟単価)
法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に基づく法第6条第5項又は法第18条第4項の構造計算適合性判定に対する審査	法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合	床面積の合計が1,000㎡以内のもの	114,800円
		床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	141,000円
		床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	154,700円
	法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	194,200円
		床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	326,200円
		床面積の合計が1,000㎡以内のもの	163,700円
法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	216,300円	
	床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	247,100円	
	床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	326,000円	
	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	594,100円	